

令和 8 年 第 5 回 置戸町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 5 月 2 7 日 午後 1 時 3 0 分から

2. 開催場所 置戸町役場 第一会議室

3. 出席委員（13 名）

|      |    |    |      |    |    |      |    |    |
|------|----|----|------|----|----|------|----|----|
| 1 番  | 小建 | 一彦 | 2 番  | 井上 | 一味 | 3 番  | 松崎 | 久美 |
| 4 番  | 安達 | 伴子 | 5 番  | 齊藤 | 貴浩 | 6 番  | 樋渡 | 秀晃 |
| 7 番  | 松本 | 和彦 | 8 番  | 篠原 | 正博 | 9 番  | 溝井 | 雅幸 |
| 10 番 | 大槻 | 尚浩 | 11 番 | 野里 | 光幸 | 12 番 | 佐藤 | 秀昭 |
| 13 番 | 廣中 | 和幸 |      |    |    |      |    |    |

4. 欠席委員（0 名）

5. 議に付した事件

議案第 13 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の意見聴取について

議案第 14 号 農業経営基盤強化促進法第 22 条第 1 項の規定による買い入れ協議の要請について

議案第 15 号 現況証明について

議案第 16 号 農地法施行規則第 29 条第 4 号及び第 53 条第 4 号の規定適用の検討申出について

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 岡部 信一

事務局職員 佐藤 準也

事務局長        定刻となりましたので、会長にごあいさつをいただいてから、開会いたします。会長、よろしくお願いいたします。

会     長        皆さん大変ご苦労様です。この時期は何かとご多忙のところ、ご参集いただきありがとうございます。  
                    本日も、熱心な議案審議をお願いし、挨拶に替えたいと思います。

会     長        それでは只今より、令和８年第５回置戸町農業委員会議を開会いたします。  
                    本日の議事録署名委員は、  
5番 齊藤 貴浩 委員   6番 樋渡 秀晃 委員を指名します。  
                    事務局より、諸般の報告をさせます。

事務局長        本日の総会は農業委員１３名全員出席となっております。  
                    本日の提案議案は、議案第１３号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画の意見聴取について」から議案第１６号「農地法施行規則第２９条第４号及び第５３条第４号の規定適用の検討申出について」までの４件です。  
                    以上で諸般の報告を終わります。

会     長        それでは、議案第１３号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画の意見聴取について」を議題としますので、議案の１ページをお開きください、事務局より説明させます。

事務局長        議案第１３号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画の意見聴取について」をご説明いたします。  
                    中間管理法に基づき置戸町から次の２２案件に係る農用地利用集積等促進計画についての意見を求められましたので、審議願うとともに、併せて農地中間管理機構に対して計画を定めることを要請してよろしいか審議願うものです。



9番 出し手は、置戸町字〇〇〇〇〇番地の〇 〇〇〇〇さん。  
農地中間管理権の設定を行いまして、権利を設定する者は札幌市中央区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇さん。土地の所在は字〇〇〇〇〇番地の〇外17筆で面積は119,610.78㎡。場所につきましては18ページ第7図、19ページ第8図をお開きください。

4 ページにお戻りください。

[illegible]

5 ページにお戻りください。

11番 出し手は、置戸町字〇〇〇〇〇番地の〇〇〇 〇〇〇〇  
さん。農地中間管理権の設定を行いまして、権利を設定する者は札幌市中央区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇 〇〇〇〇〇〇さん。土地の所在は字〇〇〇〇番地の〇外49  
筆で面積は194, 283㎡。場所につきましては21ページ第1  
0図、22ページ第11図をお開きください。 6ページにお戻り  
ください。

**１２番**　出し手は、置戸町字〇〇〇〇番地の〇　〇〇〇〇さん。  
農地中間管理権の設定を行いまして、権利を設定する者は札幌市中央区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇さん。土地の所在は字〇〇〇〇〇番地の〇外２１筆で面積は２０７，５７０㎡。場所につきましては２３ページ第１２図、  
２４ページ第１３図をお開きください。

6 ページにお戻りください。

**１３番**　出し手は、置戸町字〇〇〇〇番地の〇　〇〇〇〇さん。  
農地中間管理権の設定を行いまして、権利を設定する者は札幌市中央区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇さん。土地の所在は字〇〇〇〇〇番地の〇外２５筆で面積は１７８，４４７．９６㎡。場所につきましては２５ページ第１４図、２６ページ第１５図をお開きください。

7 ページにお戻りください。

14番 出し手は、北見市〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇さん。

農地中間管理事業の即売りを行いまして、受け手は置戸町字〇〇〇〇番地の〇 〇〇〇〇〇〇さんです。土地の所在は字〇〇〇〇番地の〇で面積は21, 115㎡、場所につきましては27ページ第16図をお開きください。

7ページにお戻りください。

15番 出し手は、北見市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇さん。農地中間管理事業の即売りを行いまして、受け手は置戸町字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんです。土地の所在は字〇〇〇〇番地の〇外3筆で面積は14, 237㎡、場所につきましては28ページ第17図をお開きください。

7ページにお戻りください。

16番 出し手は、置戸町字〇〇〇〇〇番地の〇 〇〇〇〇さん。農地中間管理事業の即売りを行いまして、受け手は置戸町字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんです。土地の所在は字〇〇〇〇番地の〇外2筆で面積は72, 818㎡、場所につきましては29ページ第18図をお開きください。

7ページにお戻りください。

17番 出し手は、北見市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇さん。農地中間管理事業の即売りを行いまして、受け手は置戸町字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんです。土地の所在は字〇〇〇〇番地の〇外2筆で面積は5, 810㎡、場所につきましては30ページ第19図をお開きください。

7ページにお戻りください。

18番 出し手は、置戸町字〇〇〇〇〇番地の〇〇 〇〇〇〇さん。農地中間管理事業の即売りを行いまして、受け手は置戸町字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんです。土地の所在は字〇〇〇〇番地の〇外7筆で面積は47, 328㎡、場所につきましては31ページ第20図をお開きください。

7ページにお戻りください。

19番 出し手は、置戸町字〇〇〇〇〇番地の〇〇 〇〇〇〇さ

ん。農地中間管理事業の即売りを行いまして、受け手は置戸町字〇〇〇〇番地の〇 〇〇〇さんです。土地の所在は字〇〇〇〇〇番地の〇外4筆で面積は36,667㎡、場所につきましては32ページ第21図をお開きください。

7ページにお戻りください。

20番 出し手は、置戸町字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さん。農地中間管理事業の即売りを行いまして、受け手は置戸町字〇〇〇〇〇番地の〇 〇〇〇さんです。土地の所在は字〇〇〇〇〇番地の〇外3筆で面積は65,429㎡、場所につきましては33ページ第22図をお開きください。

7ページにお戻りください。

21番 出し手は、北見市〇〇〇〇〇〇番地〇〇 〇〇〇〇さん。農地中間管理事業の即売りを行いまして、受け手は置戸町字〇〇〇〇〇番地の〇 〇〇〇さんです。土地の所在は字〇〇〇〇〇番地外1筆で面積は24,218㎡、場所につきましては34ページ第23図をお開きください。

7ページにお戻りください。

22番 出し手は、埼玉県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇さん。農地中間管理事業の即売りを行いまして、受け手は置戸町字〇〇〇〇〇番地の〇 〇〇〇さんです。土地の所在は字〇〇〇〇〇番地の〇外1筆で面積は53,955㎡、場所につきましては35ページ第24図、36ページ第25図をお開きください。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

会 長 事務局より、議案第13号について説明がありました。

これから質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条による議事参与の制限につき、番号〇番につきましては。〇番 〇〇〇〇委員の退席を命じます。(〇〇委員退席) 番号〇〇から〇〇については〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を命じます。(〇〇委員退席)

会 長 何か質疑はありませんか。

委 員 1 番から 4 番の賃貸金額について見解の相違があります。

局 長 再度 1 番から 4 番については調整委員と協議したいと思いますので保留としていただきたいと思います。

会 長 その他に何か質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

会 長 質疑なしと認めます。それでは、議案第 13 号について、1 番から 4 番を除き原案のとおり可決することに賛成の委員は、挙手をお願いします。  
(挙手多数)

会 長 賛成多数と認め、議案第 13 号は、原案のとおり可決いたしました。

○番 ○○○○委員の復席を許可します。(○○委員復席)  
○○番 ○○○○委員の復席を許可します。(○○委員復席)

会 長 次に議案第 14 号「農業経営基盤強化促進法第 22 条第 1 項の規定による買入れ協議の要請について」を議題とします。  
議案の 8 ページをお開きください。  
事務局より説明させます。

局 長 議案第 14 号「農業経営基盤強化促進法第 22 条第 1 項の規定による買入れ協議の要請について」をご説明いたします。  
下記農用地に係るこのことについて、置戸町長に買入れ協議を要請するため、審議のうえ適否の決定を求めるものです。  
提出年月日は本日付です。案件は 3 件です。8 ページをお開き下さい。

1 番 申請者は、置戸町字○○○○番地の○ ○○○○ さんです。  
土地買入れ協議を要請する農用地は字○○○○番地の○外 24 筆 で面積は、合計 244, 831㎡です。



場所につきましては37ページ第26図ご覧下さい。

- 2 番            申請者は、北見市〇〇〇〇〇〇番地〇〇 〇〇〇〇さん。  
                 土地買い入れ協議を要請する農用地は字〇〇〇〇〇〇番地の〇外8  
筆    で面積は、合計63,961㎡です。  
場所につきましては38ページ第27図ご覧下さい。

次に9ページをお開き下さい。

- 3 番            申請者は、置戸町字〇〇〇〇番地の〇 〇〇〇 さんです。  
                 土地買い入れ協議を要請する農用地は字〇〇〇〇〇〇番地の〇外4  
7筆    で面積は、合計319,353㎡です。  
場所につきましては、39ページ 第28図をご覧下さい。  
                 以上で、議案第14号の説明を終わります。

- 会    長            事務局より、議案第14号について説明がありました。  
                 これから質疑を行います。  
                 何か質疑はありませんか。  
                 (なしの声あり)

- 会    長            質疑なしと認めます。それでは、議案第14号について、1番か  
                 ら3番まで全て原案について「適」として決定することに賛成の委  
員は、挙手をお願いします。  
                 (挙手多数)

- 会    長            賛成多数と認め、議案第14号は、原案のとおり全て「適」とし  
て決定いたしました。

- 会    長            次に、議案第15号「現況証明について」を議題としますので、議  
案の10ページをお開きください、事務局より説明させます。

- 事務局長            議案第15号「現況証明について」をご説明いたします。  
現況証明願いが下記のとおり申請されているので審議を求める。  
提出年月日は本日付です。案件は3件です。

調査年月日は令和6年11月5日に農地パトロールで確認済みです。  
土地の所在は字〇〇〇〇番地の〇〇、〇〇番地の〇〇、〇〇〇番地の〇の3筆です、場所につきましては40ページ第29図をお開きください。

会 長 事務局より、議案第15号について説明がありました。

会 長 質疑なしと認めます。

会 長 賛成多数と認め、議案第15号については、原案のとおり可決いたしました。

事務局より説明させます。

申請人は、置戸町字〇〇〇番地の〇 〇〇〇〇さんです。

場所につきましては41ページ第30図をご覧ください。

左の図の〇〇〇番の〇に〇〇さんの住宅がある宅地となります。  
その横〇〇〇番の〇に既存農業用倉庫があり、その下の〇〇〇番の  
〇に農業用倉庫を新築するため、農業用施設用地として1217.  
975㎡を農地法施行規則第29条第4号及び第53条第4号の  
規定適用の検討を申し出するものです。  
以上で、議案第16号の説明を終わります。

会 長 事務局より、議案第16号について説明がありました。  
これから質疑を行います。

会 長 何か質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

会 長 質疑なしと認めます。それでは、議案第16号について、原案の  
とおり可決することに賛成の委員は、挙手をお願いします。  
(挙手多数)

会 長 賛成多数と認め、議案第16号は、原案のとおり可決いたしました。

会 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。  
これで、令和8年第5回農業委員会議を閉会いたします。